

平成28年3月31日成総第847号 (平成28年4月1日施行)

変更 平成29年3月24日成総第819号 (平成29年4月1日施行)

変更 令和6年3月29日成総第691号 (令和6年4月1日施行)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿

審理員となるべき者は、次に掲げる職にある者とする。

企画政策部	企画政策課長
	国家戦略特区推進課長
	秘書課長
	広報課長
	人事課長
総務部	行政管理課長
	管財課長
	契約検査課長
	危機管理課長
財政部	財政課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
空港部	空港地域振興課長
	空港対策課長
シティプロモーション部	観光プロモーション課長
	スポーツ振興課長
	文化国際課長
市民生活部	市民課長
	保険年金課長
	市民協働課長
	交通防犯課長
	下総支所長
	大栄支所長
	環境計画課長
環境部	環境対策課長
	クリーン推進課長
	環境衛生課長
	社会福祉課長
福祉部	

	高齢者福祉課長
	障がい者福祉課長
	介護保険課長
こども未来部	こども政策課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康推進部	地域医療政策課長
	健康増進課長
経済部	商工振興企業立地課長
	農政課長
	卸売市場長
土木部	土木課長
	道路管理課長
	建築住宅課長
	下水道課長
都市部	都市計画課長
	市街地整備課長
	公園緑地課長
水道部	業務課長
	工務課長
消防本部	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	救急課長